

ちばやあかさか

第75号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081代 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和53年9月末日現在)

世帯数 1,481戸
人口 6,196人
男 2,996人
女 3,200人

金剛山植物シリーズ

⑥

オタカラコウ

深山の川辺や湿地に群生する多年草で、高さ一メートルになる。葉はマルバダケブキに似ているが、頭花が長い穂になってつくるので区別しやすい。夏から秋にかけて下部の頭花から順に咲いていき、径四

五センチ、総包は長さ十センチ十二ミリで八片からなる。舌状花は五九個、長さ約二十五ミリ。冠毛は薄茶色い。

— 原色植物図鑑 —



〔今月号の内容〕

◆ 金剛山植物シリーズ⑥	1頁
◆ 住みよい村づくりのための村民アンケート調査③	2頁
◆ 国保シリーズ①	3頁
◆ 国民健康保険制度	4頁
◆ 昭和五十三年国民健康保険料確定	4頁
◆ 年金制度の通算	4頁
◆ 村税メモ	4頁
◆ 今月のキャンペーン①	5頁
◆ 今月のキャンペーン②	6頁
◆ 中小企業あっせん融資の案内	7頁
◆ 全国秋の防犯運動	7頁
◆ 飼犬登録狂犬病予防注射	8頁
◆ 小児マヒ生ワク投与	8頁
◆ 母子家庭給付金申請について	8頁
◆ 保健所だより	8頁
◆ 休日診療	8頁
◆ 秋祭りを楽しく愉快にごみの不法投棄はやめてください	8頁
◆ 住民検診を受けられた方へ	9頁
◆ 旧軽免許をお持ちの方へ	9頁
◆ 中年以降の方は健康診断を	9頁
◆ 二輪車 正しい乗り方で安全に走ろう	9頁
◆ スポーツの秋	10頁
◆ 自衛官及び自衛隊学生募集	10頁

住みよい村づくりのための

村民アンケート調査 ③

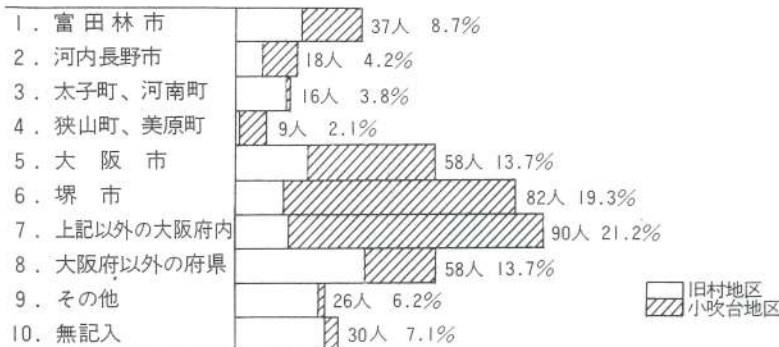
いつから千早赤阪村に

(図一)

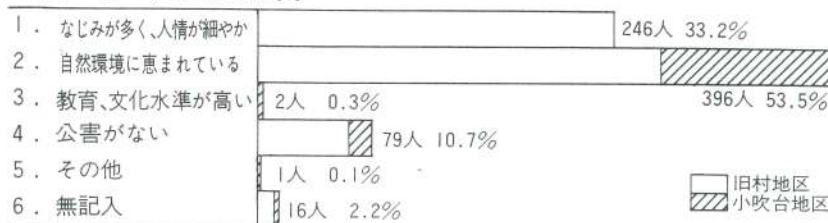
世帯主がいつから村に住むようになったかを大きく戦前、戦後にわけて聞いてみました。村全体としては、戦前から住んでいる人が六割、戦後四割の割合になります。小吹台区を除く全村では八割

の人が戦前から住んでおり残り二割もほとんど戦後村で生れた人です。小吹台区は当然のことながらほとんど全部の人が戦後のそれもの最近のことになっています。旧村から小吹台に転居した戸数は数戸しかありません。

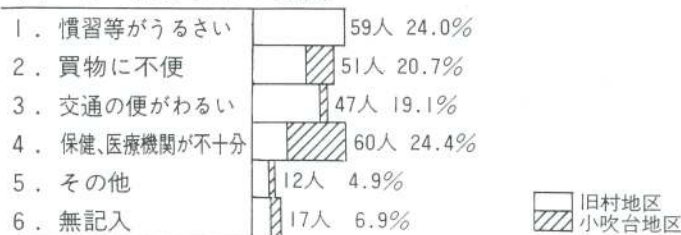
図一 前住地



図二 住みよい理由



図三 住みにくい理由



住みよい理由として「自然環境にめぐまれている」「なじみが多く人情がこまやか」「公害がない」「等、反面、住みにくい理由として「保健・医療機関が不十分」「慣習がうるさい」「買物に不便」等があげられます。また今後にも住みたいかの質問には、「住みたい」「三・五割となっています。小吹台区では、「住み続けたい」「五・一割」当分は住みたい」「三・二割」という結果になっています。

住みよさ (図二・三)

どちらともいえない、わからない無記入を除く回答数九八六人のうち「住みよい」と答えた人、七四〇人(七五%)、「住みにくい」と答えた人二四六人(二五%)となっていました。

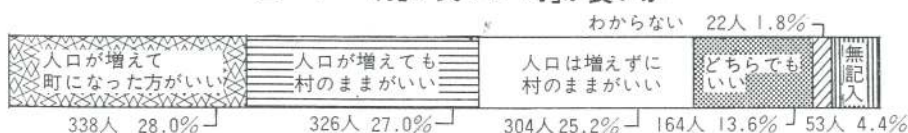
村か町か (図四)

本村の人口は九月末で六一九四人になりました。人口がふえ、(八・〇〇〇人以上) 大阪府条例「町としての要件に関する条例」の要件をみたすことになれば「村」から「町」になるべき資格を得ることになります。今回の調査は若者の流出が続く老令化指数が全国平均の約二倍という過疎化現象のなかにあつて宅地が造成され、新興団地が出現した現在の「村」を村民の皆さんがどう受けとめ、将来村の姿をどのように描いておられるか、それを人口の増減村あるいは町に関連して設問したものです。

全村的にみた場合「人口が増えて町になった方がいい」「二八%、「人口が増えても村のままだ方がいい」「二五・二%「どちらでもよい」「三・六%「わからない」「一・八%無記入四・四%となつています。「人口が増えても村」あるいは「人口はふえずに村のままだ」を「村のままだ」と判断し、これを小学校区別にみると、赤阪小学校区四八・二%、多聞小学校区六二・六%、千早小学校区五五・六%、小吹台小学校区四九・六%になります。「人口が増えて町へ」を同様に小学校区別にみると小吹台小学校区三四・八%、赤阪小学校区三二・一%、千早小学校区二二・五%、多聞小学校区一四・五%となっています。では年代別ではどうなっているのでしょうか。

「人口は増えて町に」の割合が一番高いのは三〇代の三三・五%以下四〇代、五〇代、六〇代以降と続き、一番低いのは意外なことに二〇代の二四・五%となっています。「人口が増えても村のままだ」では二〇代が四〇・八%と一番高

図四 「村」が良いか「町」が良いか



く三〇代と六〇代以降は二七・二八%で一定しています。「人口は増えず村のままだ方がいい」では五〇代三一・一%と高く次いで六〇代以降、四〇代、三〇代、二〇代と続いています。この結果から若い世帯主は、村のままで人口が増えたい方が多いと考え、年配の世帯主は現状のままだ村のままだ方がいいと考え方が多いと判断できます。いずれにしても「村」に対する愛着心はかなり強いものと思われます。

図-5 村の将来像

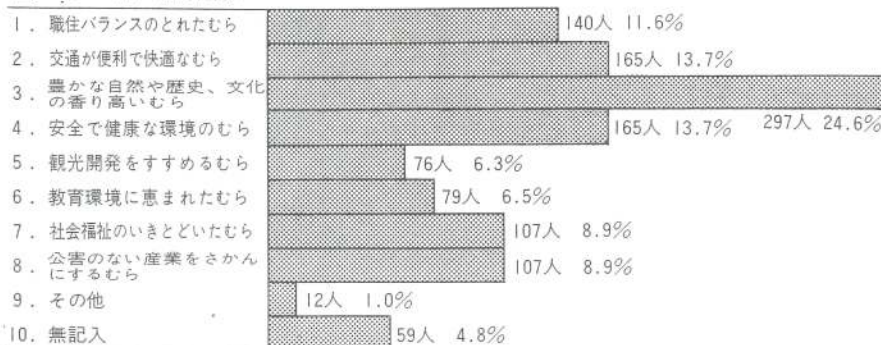


図-6 「村」が良いか「町」が良いか(世帯主の年代別)

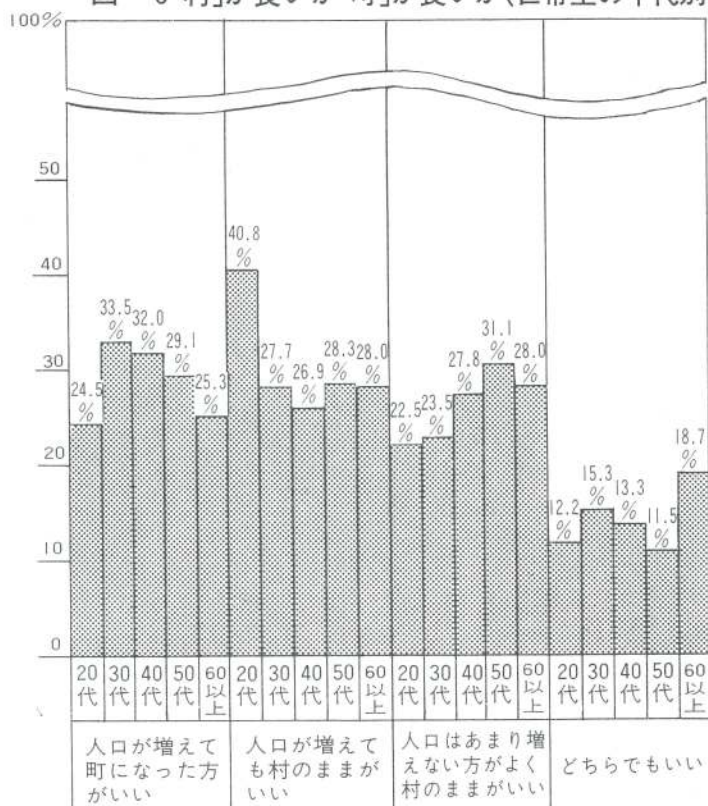
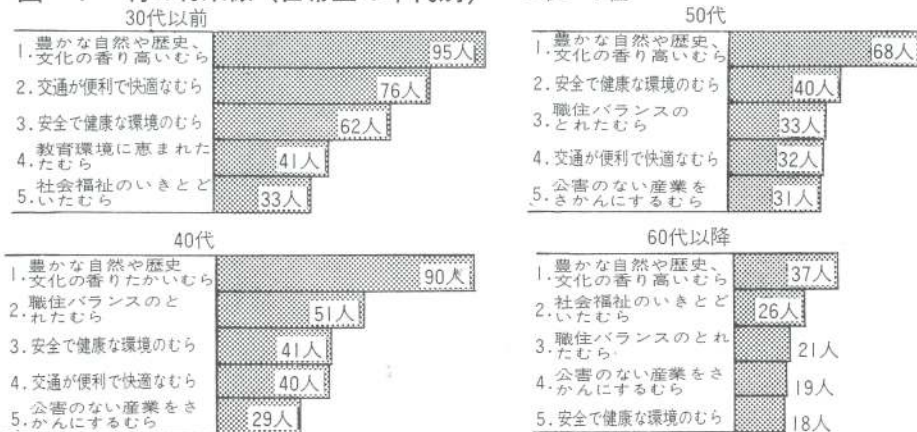


図-7 村の将来像(世帯主の年代別)



(図-5と図-7の合計が一致しないのは世帯主の年代無記入があるためです)

村の将来像

(図-5・6・7)

村の将来像の第一位は「豊かな自然や歴史と文化の香り高い村」二五・二％、第二位は「交通が便利で快適な住みやすい村」一四・一％、第三位は「安全で健康な環境の村」一三・七％、第四位は「職住バランスのとれた村」一三・七％、第五位は「観光開発をすすめる村」六・三％、第六位は「教育環境に恵まれた村」六・五％、第七位は「社会福祉のいきといたむら」八・九％、第八位は「公害のない産業をさかんにする村」八・九％、第九位は「その他」一・〇％、第十位は「無記入」四・八％。

「村」が第一位になっています。新しく村に転入された小吹台の人々と小吹台区を除く全村の人々を比較してみると、将来像に對しかなりの考え方に差があります。小吹台を除く全村では「豊かな自然や歴史と文化の香り高い村」二一・九％ですが小吹台では三五・二％と高い割合をしめています。自由意見の欄にも、村という名

前にひかれたとか、緑が豊富であることにひかれて転入したという意見をみることであります。また「交通が便利で快適な住みやすい村」は小吹台で、二三・四％になっていますが小吹台を除く全村では一一・二％と低く、「職住バランスのとれた村」では小吹台が一・二％しかないので小吹台を除く全村では一四・二

％とかなりの高率になっています。以上の結果から推察すると村全体では基本的に、自然や歴史と文化の香り高い村をのぞんでいる反面小吹台では、交通の便が良くなればと考える小吹台を除く全村では、地場産業を盛んにし職住のバランスのとれた村づくりを願っている

ようです。三回にわたって、むらづくりのための村民アンケート調査分析結果を掲載してまいりました。皆さんの貴重なご意見を生かし、現在新しい村づくり計画を鋭意作製中です。できあがり次第皆さんにご報告したいと思っております。

国保シリーズ ① 国民健康保険制度



(医療保険制度)

健康は人間福祉の基礎であり、私達最大の望みは、地位・名誉・富にもまして、健康で長生きをすることにあります。しかしながら身体はなまみのものですから、いつ病気がケガをするかわかりません。そこでこのような不時の出費に備えて、日ごろからみんながそれぞれの収入等に応じてお金を出しあい、医療費にあてて生活の安定をはかるという目的でつくられたのが医療保険制度です。

(国民健康保険制度)

すべての国民がなんらかの医療保険に加入することを義務づけられています。国民の多数を占める農林業小企業(五人未満)や自営業等に就事している人を対象にしているのが国民健康保険制度であります。

国民健康保険制度は、昭和初期の経済不況における国民の生活の安定、特に農山漁村の住民の生活安定を目的として、昭和十三年四月一日に創設されて本年で四十年その後、数回の改正により新法即ち現行の国民健康保険法が施行されて二十年になりますが、その間

各種公費負担制度・高額療養費制度等が実施され、その内容はますます充実の一途をたどっています(国民健康保険のしくみ)

国保事業は、本来国の責任において行なわれるものですが、現行の運営は原則として市町村が国の委託事業として行なっています。そこで国は医療費の四〇%をはじめ運営費等の補助金を市町村に交付しています。

現在の国保制度は、この国の支出金と皆さんに納めていただいています。保険料及び府補助金・村繰入金等によって運営される仕組みになっています。

国保の保険給付は、病気のケガなどをしたときの治療、入院薬剤看護移送などの医療費、出産の場合の助産費および死亡の場合の葬

祭費などがあります。

国保制度は健康で明るい生活のためになくてはならない制度ですが、医療技術の高度化や、人口の高齢化にもとづく老人医療無料制度の波及等に伴って、GNPや賃金の伸び率より急速に増大する医療費の膨張は国保財政を圧迫し、幾多の問題が山積している現状であります。

そこで国保制度の健全な運営と被保険者の皆様に保険善用をしていただくため、今月号より「国保シリーズ」を掲載いたしますのでご協力よろしくお願い致します。

被保険者証変ります

国民健康保険被保険者証が次の通り変りますのでご注意ください

◇更新期日 五十二年十一月一日

◇更新実施期日 五十二年十月二

十五日(三十一日まで)

◎現在使用の被保険者証(水色)は十月三十一日限り無効となります更新の際には必ず旧保険証と印鑑をお持ちになつて保険課まで

昭和五十三年国民健康保険料確定

(保険料の算定方法)

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、各市町村に国民健康保険運営協議会がおかれています。年度はじめに村長は皆様の代表である運営委員に諮問して保険料をきめ議会で議決されます。

保険料は所得割・資産割・均等割・平等割により算出されますが年度当初には所得額が確定せず、各世帯ごとの保険料が算定できませんので、四月から九月までの半年分の保険料につきましては、前年度保険料額の二分の一といたします(仮算定)

②資産割(固定資産税額:土地家屋) 百分の六七・三

③均等割(被保険者一人当り) 一〇・三三〇円

④平等割(一世帯当り) 一五・九七三円

計算例

所得割	1,000,000円×100分の2・9=29,000円
資産割	25,000円×100分の67・3=16,825円
均等割	10,330円×4人=41,320円
平等割	15,973円×103,120人(103,118人)
本年度確定額	103,120円(103,118人)
前期分(仮算定保険料額4~9月までの保険料)	42,500円
後期分(10~3月までの保険料額)	60,620円
※ 保険料の賦課限度額	170,000円

年金制度の通算

みなさんの中には、途中で職業が変わり、それまで加入していた年金制度を変えられた人はいませんか。国民年金のほかに厚生年金共済組合など八つの公的年金制度があります。これらの制度から老令年金を受けるには、それぞれの制度で二十年または二十五年というきめられた期間以上加入していることが必要とされています。しかし、これでは職業の都合で途中から他の年金制度に移った場合に

は、年金が受給できる最低必要期間に達しないため老令年金を受けられないことにもなります。

そこで、現在では二つ以上の年金制度の間をつなぎあわせ、それが最低期間以上あれば年金が受けられるという通算年金制度が設けられています。

この制度により各年金の加入期間がそれぞれ不足したため、従来年金が受けられなかった人でも加入期間に応じて加入していたその年金制度から通算老令年金が支給されるようになっていきます。従って国民年金から他の年金制度に移った時や、他の制度から国民年金に移った時は忘れずに早目に国民年金係に届出ください。

くわしいことは国民年金係へおたずねください。電話二〇〇八一

◇村税メモ

昭和五十三年度、村府民税第三期分の納期は十月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いします。この機会にぜひお納めください。

月 日	時 間	場 所
10月26日 (木)	午前9時~正午	森屋青年会場
	午前9時~正午	水分公民館
	午後1時~午後4時	川野辺集会所
	午後1時~午後4時	二河原辺集会所
10月27日 (金)	午前9時30分~午後1時	千早農協出張所
	午前9時~正午	中津原集会所
	午後1時~午後4時	桐山金泉寺
	午後1時~午後4時	上東阪集会所
10月28日 (土)	午前9時30分~正午	役場小吹台連絡所
	午前9時~正午	下東阪集会所

<今月のキャンペーン>

その(1)

料理飲食等消費税

消費者のみなさんへ!



公給領収証は

あなたの納税証です



大阪府

公給領収証は

経費支出の

大切なしるしです

▶料理飲食等消費税は……

料理店、バー、レストラン、飲食店、旅館などで遊興、飲食、宿泊休憩などをした場合に、お客さんにかかります。

▶料理飲食等消費税は……

店の経営者が、特別徴収義務者として、お客さんから料金と税金を領収して公給領収証をお渡しするとともに、税金を大阪府へ納めることになっています。

▶公給領収証を…

受け取ることによって、あなたが支払った税金が正しく大阪府へ納められますので、必ず公給領収証をお受け取りください。

消費者のみなさんへ

料理飲食等消費税早わかり

免税点の金額は

昭和53年10月1日以降の行為に適用されます。

店の種類		免 税 点	基 礎 控 除	税 率	公給領収証の発行	そ の 他
料理店・小料理店 待合・キャバレー バー		な し	な し	10% 1円未満 の税額は 切捨	発行する	公給領収証に代 わるものとして 検印・検印義務 免除領収証の使 用が認められて いる店もありま す。これらの店 の領収証には、 下記の印刷をし ています。
普通 旅館	宿 泊	1人1泊につき 宿泊(2食) 4,000円以下	1人1泊 2,000円		課税される場合には 発行する。 ただし、公給領収証 使用免除店では発行 しない。	
	宿 泊 以 外	昼 食(1人1回) 2,000円以下 追加飲食等(1人1泊) 2,000円以下 休憩その他(1人1回) 2,000円以下	な し			
指定 料理 旅館	宿 泊	1人1泊につき 宿泊(2食) 4,000円以下	1人1泊 2,000円			
	宿 泊 以 外	な し				
大衆酒場・すし店 食堂・レストラン		1人1回 2,000円以下	な し			
出 前・仕 出 し		1人分 2,000円以下				
前 売 食 券 食 堂		1品の価格 1,000円以下				
会社の寮・ク ラ ブ		1人1回の飲食等に要した経費 2,000円以下				
奉 仕 料 控 除 店		旅館、飲食店などで知事の指定を受けたものは、請求される料金(遊興を伴うものを除く。) のうち奉仕料(奉仕料率が10%以内のものに限る。)には課税されません。				

検 印



検印義務免除

公給領収証に代わるべきものとして承認済

第 号

公給領収証

を必ず受取りましょう。

特別徴収義務者の みなさんへ



忘れず、正しく期限までに
申告、納入しましょう

- ①法人の場合は、会社名及び代表者名、会社印、代表者印
- ②料理店、小料理店、バー、旅館、大衆酒場等
- ③経営の場所
- ④旅館の場合に記入する
- ⑤旅館以外の場合に記入する
- ⑥仕出等による課税分
- ⑦前売食券の課税分
- ⑧課税標準額及び税額の合計
- ⑨免税点適用売上を人数及び料金について正しく記入する
- ⑩その月の使用した領収証の記号、番号、枚数を記入する

公給領収証は必ず
渡しましょう

特別徴収義務者の
みなさんへ

帳簿にはつぎのことを記帳してください。

- ① 日ごとの客数、料金の総額及び税額
- ② 飲食物の品名、数量
- ③ 飲食物の仕入年月日
仕入価格
- ④ 仕入先

なお、お客さんの組ごとに利用年月日、客数、料金及び税額を記載した売上伝票をつけてください。

料理飲食等消費税は、皆さんが自主的に申告し納入していただく税金です。申告書には次の要領で記入して提出してください

(記載例)

料理飲食等消費税納入申告書 [昭和53年10月分]

規模式第69号

申告納入期限 昭和53年11月30日

納入場所	銀行		支店	
期 53年11月21日	住 ① 所	大阪市東区大手前2町8番地		
	氏名または名称	甲野太郎 印		
大阪府	公給領収証使用免除店の指定	有・無	奉仕料控除適用店の指定	有・無
11事務所長 殿	経営場所	種 ② 類	名称(屋号)	グリル浪速
	所在地	大阪市北区梅田一丁目1番1号		
区 分	人員等	課 税 標 準 額	税率	税 額
旅 ④ 館	宿泊およびこれに伴う飲食			
課 税	上記以外の遊興、飲食等		10	
	料理店等における遊興、飲食等	⑤ 441 1476.750	134.250	134.250
	仕出し等にかかる飲食	⑥		
分	あらかじめ提供品目ごとに料金の支払いを受ける食堂等における飲食	⑦	10	
	合 計	⑧ 441 (品)	134.2500	134.250
免税点	旅館における宿泊およびこれに伴う飲食	人員	料 金	
適用分	旅館、飲食店等における飲食等	人員	285	514.250
⑩	種 類	使用 枚 数	使用 枚 数	備 考
	記号 番 号	枚 数	記号 番 号	枚 数
領収証使用状況	15 12/22/ 80枚			
	15 12/300 (うち書損1枚)			
	15 12/301 76枚			
	15 12/376 (うち書損2枚)			

料理飲食等消費税早わかり

免税点の金額は
昭和53年10月1日以降の行為に適用されます

店の種類	免税点	基礎控除	税率	公給領収証の発行
料理店・小料理店・待合・キャバレー・バー	なし	なし		発行する
普通旅館	1人1泊につき 宿泊(2食) 4000円以下	1人1泊 2,000円		
指定旅館	昼食(1人1回) 2000円以下 追加飲食等(1人1泊) 2000円以下 休憩その他 1人1回2,000円以下	なし	10%	課税される場合には発行する。
旅館	1人1泊につき 宿泊(2食) 4,000円以下	1人1泊 2,000円	1円未満の税額は切捨	ただし、公給領収証使用免除店では発行しない
大衆酒場・すし店 食堂・レストラン	1人1回 2,000円以下			
出前・仕出し	1人分 2,000円以下	なし		
前売食券食堂	1品の価格 1,000円以下			
会社の寮・クラブ	1人1回の飲食等に要した経費 2,000円以下			発行しない
奉仕料控除適用店	旅館 食堂等で知事の指定を受けたものは、請求する料金(遊興を伴うものを除く)のうち奉仕料(奉仕料率10%以内のものに限る)には課税しない。			

〈今月のキャンペーン〉 その2 お気軽にご利用を!!

無料税務相談所ひらく

11月11日(出)から11月17日(金)までは「みんなで税を知る週間」です。市町村や南河内府税事務所、富田林税務署は合同で、この期間左記場所にて無料税務相談所を開設します。

村税・府税・国税のすべての税金について知りたいことや、わからないことなど、お気軽にご相談ください。

無料税務相談所会場及び日程

開設月日	会場	
	所在地	名称
11月13日 (月)	富田林市若松町1丁目	西友 富田林店 ☎07212 (5) 1313
11月14日 (火)	羽曳野市翠鳥園395-1	いづみや 古市店 ☎0729 (58) 2911
11月16日 (木)	河内長野市市町	西友 千代田店 ☎0721 (54) 3501
11月17日 (金)	藤井寺市岡町2丁目	ダイヤモンドシティ 藤井寺ショッピング センター ☎0729 (39) 8851

② 各会場とも午前10時から午後4時まで

▶たばこは村内で買ひましよう◀

中小企業あっせん融資の案内

千早赤阪村では、小規模の工場や、お店等を営んでおられる方で平素金融機関と取引のうすい方に、中小企業信用保証制度にもとずき信用保証協会の保証付で事業に必要な資金のあつたを金融機関に対し行ないます。この申し込み手続きは簡単にできますので必ずご自身でお申込みください。

A営業経歴と業種

①資本の額又は、出資の総額が三〇〇万円以下の会社

②事業の規模
B事業の規模

左記に掲げる以外の事業を千早赤阪村において六ヶ月以上営んでいゝもので本村に居住している者(対象にならない業種)

- ①常時使用する従業員の数が二〇人(商業又はサービス業については一〇人)以下の会社・個人
- ②融資の対象としない場合は、左記のいずれかに該当する場合
C融資の対象としない場合は、この融資を受けられません
- ③信用保証協会において代位弁済中、または代位弁済済後原則として六ヶ月を経過していない場合(その保証人を含む)
- ④不渡処分を受け、金融機関と取引停止中の場合
- ⑤原則として、他の信用保証協会に無担保無保証人の保証を受けている場合
- ⑥融資対象設備を千早赤阪村外に設置している場合
- ⑦許可認可および登録等が必要とする事業で当該許可認可および登録を受けていない場合
- ⑧融資限度額
一事業者について四〇〇万円まで
- ⑨資金使途
運転資金又は、設備資金とするただし、転貸資金を除く。
- ⑩融資期間
四年以内
- ⑪返済方法
六ヶ月目より毎月分割返済
- ⑫貸付利率および信用保証料
①貸付利率 年六・八%
- ②信用保証料
保証料は、保証協会において定める利率とする。
- ③取扱金融機関(五十音順)
三和銀行・住友銀行・大和銀行の各富田林支店
- ④連帯保証人
個人・会社とも一名以上
- ⑤申込に必要な書類
①申込人及び連帯保証人の納税証明
②申込人及び連帯保証人の印鑑証明
③受付期間
昭和五十三年十月末日まで及び

全国秋の防犯運動

10月11日～20日まで

1心の戸締り 2家の戸締り
の二点に十分心がけ、錠を多く使用して予防につとめよう。
・防犯ベルをつけよう
・防犯ベルとは、ドロボウが出入口や窓をあけたとき、目的物に近寄ったり、触れたりしたときは、自動的にブザーやサイレンが鳴り非

・お宅の戸締りはいかがですか
盗犯のうち、「錠のかけ忘れ」「戸締りなし」が大半を占めております。家の出入口から侵入することが当然としても、窓や縁側の方が意外に多いのは、窓は人目につくから、まさかと思つて戸締りをせず、勝手口や便所の窓は自分が入りしなない場所であるため、戸締りをうっかりするこんなこともドロボウに入られる原因になります。そこで、

一、自転車からはなれるときは、チャオットの間でもめんどうがらないで、必ずカギをかける。
二、チェーン錠などしっかりした錠を取りつけ、錠がこわれたときは、すぐ取り替えておく。
三、自転車には、住所・名前をハッキリと書いておく。
四、防犯登録をしておく。
登録がしてあると、盗まれた場合に手配が正確にでき、犯人に対しては盗もうとする気持をおさえる防犯効果があります。
五、夜は、路上や軒下などに置かず屋内に入れよう。

昭和五十四年二月末日とする。ただし、融資残高が一定額に達したときは受付を中止する
※融資枠 総額 五一〇〇万円
※受付場所
あきす自転車ドロボウが増加しています。府民ぐるみで防犯意識の高揚と、防犯対策を推進し、住みよい地域社会を築きましょう
※おかあさん、うちのカギは大丈夫？
常を知らせる装置です。
会社・工場・事業所・商店はもちろん、一般家庭でも共々せいで留守になる家庭は、ぜひ防犯ベルをつけましょう。
防犯ベルには、戸締り用防犯ベルと、二・三軒から十軒ぐらいの隣近所同志が共同して配線し、各家庭の内部に押ボタンを設置する相互通報用防犯ベルがあります。詳しくは、防犯協会や警察へ相談してください。
※カギかける手間を惜しむな一・二秒
・自転車ドロボウを防ぐには
通勤(学)や買物などに自転車を利用する人が増えるにつれて、自転車ねらうドロボウが増えています。
自転車ドロボウは、路上や軒下などに置いてある自転車をねらっています。
一、自転車からはなれるときは、チャオットの間でもめんどうがらないで、必ずカギをかける。
二、チェーン錠などしっかりした錠を取りつけ、錠がこわれたときは、すぐ取り替えておく。
三、自転車には、住所・名前をハッキリと書いておく。
四、防犯登録をしておく。
登録がしてあると、盗まれた場合に手配が正確にでき、犯人に対しては盗もうとする気持をおさえる防犯効果があります。
五、夜は、路上や軒下などに置かず屋内に入れよう。

富田林警察署
千早赤阪村防犯協議会
駐在所

保健所だより

- ▷3カ月児健診 (受付時間 12:30~13:00)
第1・3月曜日
- ▷妊婦教室 13:30~
第1・2・3火曜日
- ▷精神衛生相談 9:30~10:30
毎週水曜日
- ▷3才児健診 12:30~13:00
第1・3金曜日
- ▷ツベルクリン反応注射
毎月第1月曜日
9:30~11:00

休日診療

- ◆受付時間 午前10時~11時30分
午後1時~4時30分
- ◆所在地 富田林市大字甘山4592番地
(富田林病院敷地内)
- ◆電話番号 07212 ⑧ 1333

犬はつないで

飼いましょう

登録手数料 三〇〇円
注射手数料 八五〇円
注射済票交付手数料 三〇〇円
計 一、四五〇円

去る10月5日予定してありまし
た昭和五十三年度飼犬登録並びに
第二回(秋期)狂犬病予防注射を
左記のとおり順延実施いたします
ので、もよりの場所です必ずお受け
ください。

なお、犬の首輪に登録鑑札と注
射済票をつけて、つないで飼って
ください。

来る10月5日雨の為延期致しました
昭和53年度飼犬登録並びに第二回
(秋期)狂犬病予防注射を
来る10月20日に実施致します

昭和53年度第2回狂犬病予防注射日程表

月 日	時 間	場 所
10月20日 (金)	午前 9時30分~ 9時50分	吉年集会所
	10時00分~10時20分	上東阪 (辻アキノ氏宅前)
	10時30分~11時20分	千早農協 奥千早出張所前
	11時30分~12時	千早農協 小吹台出張所前

⑧ なお、10月20日が雨の場合、10月21日に変更致します。

小児マヒ生ワク投与

役場衛生係では、下表の日程で生ワク投与を行ないます。
対象者は、生後3ヶ月~48ヶ月までの乳幼児です。母子
手帳・印鑑及び接種者の体温を計って最寄りの実施場所ま
でおこしください。

月 日	時 間	場 所
11月8日 (水)	午後1時10分~1時30分	川野辺(川辺英一氏宅前)
	1時35分~2時	水分(神社下共同貯蔵庫前)
	2時05分~2時20分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
	2時25分~2時40分	桐山(金泉寺下)
	2時45分~3時	森屋消防倉庫前
	3時05分~3時20分	森屋防除組合前
	3時25分~3時40分	役場庁舎前
11月9日 (木)	午後1時15分~1時30分	吉年(東阪郵便局下)
	1時35分~1時50分	小吹集会所前
	1時55分~2時10分	中津原集会所前
	2時15分~2時30分	下東阪集会所前
	2時35分~2時50分	上東阪(辻アキノ氏宅前)
	3時 ~3時15分	千早農協奥千早出張所前
	3時30分~4時	小吹台連絡所

千早赤阪村
母子家庭給付金
申請について

★受けられる人
母子家庭(配偶者のない女子)
において現に児童(十八歳に満た
ない者)を養育している人で、十
月一日現在、引き続き六ヶ月以上
村内に居住し、かつ住民基本台帳
に記載されている人に対して支給
します。

★給付金の額

- 児童一人を養育しているとき
年額 八、〇〇〇円
- 児童二人を養育しているとき
年額 一二、〇〇〇円
- 児童三人以上を養育しているとき
年額 一五、〇〇〇円
- ★給付金の申請及び時期
給付金の申請を十一月一日から
十一月三十日までの間、受付しま

秋祭りを
楽しく愉快に

今年もさわやかな秋風とともに
楽しい秋祭りの季節がやってきま
した。

本村でも、十月十七・十八日の
二日間行われます。ところが、こ
の楽しいはずのお祭りが、毎年ダ
ンジリの事故により、ケガ人がで
ています。昨年もダンジリを曳行
していた人が、車輪に足をはさま
れて五ヶ月の大怪我をする事故が
おきています。ダンジリは重心が
高く、小石をひいても転倒する非
常に危険性の高いものです。もし
富田林駅前などの人出の多いところ
で転倒するようなことがあると
多数の死傷者がでることはあきら

すので、印鑑持参の上、役場住民
課福祉係までお越しください。

ごみの不法投棄は
やめてください

村では、美しく住みよい村づく
りの一環として、皆さん方のご家
庭より排出される「ごみ」は無料
で収集、運搬、処理をしています
が、いまだに不法投棄がたえませ
ん。

心ない人が自分だけの利益を考
えて不用意に捨てられた「ごみ」
のため、附近の方々が大変な迷惑
を受けておられます。また、河川
に「ごみ」を不法投棄することこ
よって不時の増水や出水の場合に
附近の家や田畑は勿論、下流にも
大きな被害を与える原因にもなり
かねませんので、どんな「ごみ」
でも絶対に捨てないよう、また
捨てさせないよう住民各位の一層
のご協力をお願い致します。

か、楽しいお祭りが一転して村
全体の不幸となります。

富田林警察署では、各村総代を
はじめ、ダンジリ関係者に「責任
体制の明確化」、「具体的事故
防止対策」を強く要請するととも
に、あわせて次のことを守って、
楽しい秋祭りにするよう、村民皆
さんのご協力を呼びかけています

- ・曳行速度は、人の歩く程度で、
暴走行為は絶対しないこと。
- ・逆びき、たてゆり、横ぶり、回
転などの事故につながる行為は
しないこと
- ・ダンジリ曳行時には、安全委員
などの責任者を多数配置して、事
故防止につとめること。
- ・ダンジリの曳行時間は、午後十
時までとする。
- ・暴力排除は、村民の願いである
から、暴力行為は絶対おこな
ないこと。

富田林警察署

三六〇〇Cの限定解除審査を実施中

三六〇〇Cの軽自動車に限定された普通免許（旧軽免許）をお持ちの方はおられませんか。

三六〇〇Cの軽自動車は、昭和五十一年に軽自動車の規格が総排気量三六〇ccから五五〇cc等に改定されたことから、現在、一部の貨物自動車を除いて生産されていません。

このため、旧軽免許の保有者は運転免許は持っているても、現実に運転できる自動車がなくなりつりあるのが実情です。

このような三六〇〇Cの「限定免許」を受けている方に対する「限定解除のための技能審査が、この九月二十一日から次のような便宜が図られ、実施されています。審査に合格すると三六〇〇Cを越える普通自動車運転ができます。



布されます。審査当日には、その手引きに基づいた事前講習も行われます。

▼審査は、交通事故を招きやすい運転操作に重点をおいた減点方式で実施されます。

▼指定自動車教習所で、四時限以上（九月二十日以前は六時間以上）の技能教習を受けた方については技能審査の上、合格証明書が与えられます。

くわしくは、最寄りの運転免許試験場、警察署または指定自動車教習所へおたずねください。

二輪車 正しい乗り方で 安全に走ろう

若年層の死者が急上昇

最近二輪車が若者や女性の間ですごい人気です。なかでも、女性の免許取得者が急増している五〇cc以下の原動機付きバイクは、保有台数が全国で六百万台を超えるブームとなっています。

ちろん、主婦の買い物の足として幅広く利用されていますが、それに比例して増えているのが、死亡事故です。

今年一月～六月の交通事故による死者は、全体で四千三百三十五人と昨年同期の一・二倍増となっています。これに比べて、原動機付きバイクを含めた二輪車乗車中の死者（六百六十五人）は、昨年同期の一・五・五倍増という上昇ベースです。

これを年齢別に見ると、十六歳から十九歳までのヤングが圧倒的に多く、なかでも女性の事故率が高くなっています。

運転経験年数でみまると、技術的にも未熟なうえに、カッコよさを気にする一年未満の初心者も、もっとも危険なドライバーといえます。

二輪車は、四輪車とちがつて、

告知板

中年以降の方は定期検査を

十一月六日から

糖尿病週間

一近ごろ、よくのどがかわくようになり、夜中も二・三回目をさます。水やお茶を飲む量がふえ、トイレが近くなり、尿の量も多くなった。そして疲れやすく、体がだるい。こういう症状の方がおられましたら、この機会に一度糖尿病の検査を受けてみてはいかがでしょうか。

十一月六日から十二日まで糖尿病週間です。

糖尿病にかかっていることを知らないでいたり、適切な治療を怠っていて、脳卒中や心臓病・腎臓病などを併発して死亡する。という不幸な結果を招く例がふえています。事実、昨年から、わが国の「原因別死亡順位」の第十位を占めるまでになりました。当然、患者数は年々増加していますが、最近の目だつた傾向としては、子供にまでその影響がおよんできていることです。

さて、私たちが食べる食物中の糖質は、身体活動のエネルギー源として大切な働きをしますが、この糖質をうまく活用するには、すい臓から出るインシュリンというホルモンが必要です。

糖尿病になると、このインシュリンの分泌が減って糖質の活用がうまくいかなくなります。そのた

全身が常に外部にさらされており、いわば「裸同然」なのです。から、ひとつ間違えと命を失うことになりかねないのです。

二輪車の特色を理解した正しい乗り方を身につける事が大切です。

めに血液中に多量の糖質（ぶどう糖）がたまり、それが一定以上になると、ついに尿から排せつされるようになるのです。

糖尿病は、遺伝との関係が深いとされていますが、一方で、肥満

あるデパートの電話交換手さんとのやりとり。

「もしもし、七五三の服装を取材したいので、係りの方」

「はい、大人用ですか、子供用ですか」

「えっ、七五三は子供のお祝いじゃないんですか」

「七五三ともなれば、子供もさることながら、この時とばかりママが和服を新調するケースが多いので、大人用の七五三担当者もいるらしい。

歳時記

七五三

男児五歳の「はかまぎ」女児七歳の「おびとき」

七五三を祝う習慣が、いまのようになつたのは、明治以後の商業主義のためといわれています。このデパートでも「七歳の女児に二十～三十万円かけるのはまあ普通。四月から担当者をおいています」とケロリ。「主客転倒」もここまできたかと考えさせられます。

また、十一月十五日がウィークデーに当たる日は、その前後の土曜・日曜日に両親そろって参拝するケースが圧倒的に増え、この日はマイホームパパにとってもうれしい「晴れの日」のようです。

住民検診を 受けられた方へ

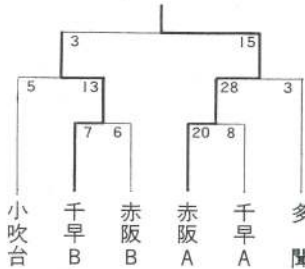
9月に実施致しました住民検診の結果につきましては、異常のあった方のみに10月末日までに通知致します。尚、異常のなかった方には通知致しませんのでご了承ください。

やストレス、とくに食事と運動のアンバランスも原因の一つと考えられています。

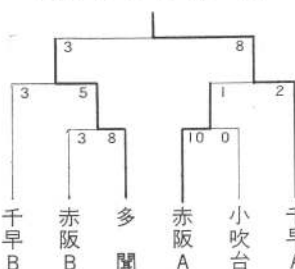
やっかいなことに、この病気が初期の段階では自覚症状がありません。とくに中年以降のみなさんは、定期的な検査を進んで受けるようにしましょう。

村こ連スポーツ大会

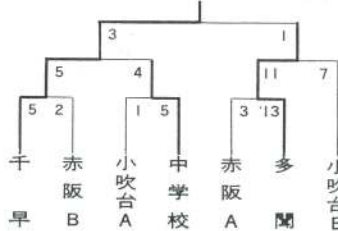
女子キックベースボール



男子ソフトボール



PTAソフトボール大会



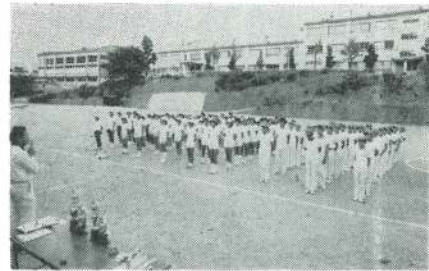
一時より山田一郎会長ら参加7チームによるPTA対抗ソフトボール大会が開催され、熱戦が展開された結果、千早小学校PTAチームが優勝しました。

去る9月3日(日)、中学校グラウンドに於て村こ連スポーツ大会(主催 千早赤阪村こども会育成連絡協議会(井上昭司会長)・村教育委員会)及びPTA連絡協議会・ソフトボール大会(主催 千早赤阪村PTA対抗連絡協議会・村教育委員会)が開催されました。

村こ連スポーツ大会は、男女12チーム一八〇人が参加、男子はソフトボールで千早Aチーム、女子はキックベースボールで赤阪Aチームがそれぞれ優勝しました。

優勝した両チームは、来る11月12日(日)に開催する南河内ブロックこども会の大会に出場します。

一方、同日 同グラウンドに於て



“スポーツの秋”

村民卓球大会

開催さる

さる9月23日(土)に行なわれた村民卓球大会は多数の参加者により力の入った好試合が展開されました。

成績は次のとおりです。

★個人の部

中学生男子

中学生女子

一般男子

一般女子

★ダブルスの部

男子優勝

女子優勝

準優勝

三位

準優勝

三位

準優勝

三位

準優勝

三位

準優勝

三位

準優勝

三位

準優勝

三位

準優勝

三位

準優勝

三位

三位 東田組
二位 吉田組
一位 高橋組



自衛官及び自衛隊学生募集

募集種目	年令	学歴	受付	試験
幹部候補生	26才未満	大卒(含む見込)	10月2日～10月27日	11月6・7日
防衛大学校学生	21才未満	高卒(含む見込)	10月2日～10月21日	11月3・4日
防衛医科大学校学生	21才未満	高卒(含む見込)	10月2日～10月21日	11月18・19日
2等男一般	18才以上25才未満	中卒以上	常時	受付時示す
陸海空士	25才未満	高卒見込	9月21日以降常時	受付時示す
婦人	18才以上25才未満	中卒以上(含む高卒見込)	10月2日～10月20日	10月下旬
自衛隊生徒	17才未満	中卒(含む見込)	11月1日～12月23日	54年1月5日

くわしくは下記へお問い合わせください。

◆ 自衛隊河内長野募集事務所 ☎ 0721-54-5454

◆ 千早赤阪村役場総務課 ☎ 07217 2-0081~3

さる9月17日(日)と24日(日)の両日にわたり、中学校グラウンドに於て村軟式野球クラブ(喜田肇会長)主催による野球大会が開催され、参加9チームによる実力伯仲の好ゲームが展開されました。結果は、右のとおりです。

秋季軟式野球大会

